| | | |
|---|---|---|
| 鹿児島県のうち<br>垂水市 | 同時に給油することができる自動車の数が三以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が五キロリットル以上<br>五　容量三十七キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 鹿児島県のうち<br>薩摩川内市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 鹿児島県のうち<br>薩摩川内市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 鹿児島県のうち<br>曽於市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十八キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十八キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 鹿児島県のうち<br>曽於市 | 同時に給油することができる自動車の数が三以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十八キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十八キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

に、を、に、を

| | | |
|---|---|---|
| | | 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量四・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 鹿児島県のうち<br>霧島市 | 同時に給油することができる自動車の数が十以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十八キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十八キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 鹿児島県のうち<br>霧島市 | 同時に給油することができる自動車の数が十以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十八キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十八キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 鹿児島県のうち<br>いちき串木野市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 鹿児島県のうち<br>いちき串木野市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

を、に、を、に